

(別紙1)

令和4年度廿日市市防災士養成講座の実施について

廿日市市防災士養成講座とは

近年の集中豪雨や地震など頻発する自然災害に対し、住民相互の助け合いにより地域の安全を確保する「共助」を担う自主防災組織の役割は極めて重要となります。

「廿日市市防災士養成講座」とは、自主防災組織の活動の活性化を図り、地域防災力を強化するため、自主防災組織の活動の核となる防災に関する高度な専門的知識・技能を有する人材を養成することを目的として実施するものです。

講座の構成

(1) 講座カリキュラム

受講者へ講座の約1ヶ月前に廿日市市地域振興課より詳細が届きます。

(2) 自宅学習について

受講者には防災士教本（認定特定非営利活動法人日本防災士機構発行）及び履修確認レポート等の教材を送付します。受講者は教材とともに送付される講座の案内に従って自宅学習を行い、履修確認レポートを提出していただきます。

(3) 研修について

開催日時	会場
令和4年9月10日（土） 8：50～17：50	広島工業大学 （広島市佐伯区三宅2-1-1） 3号館303号室（講義・演習） 21号館401号室（資格取得試験） ※次ページ地図参照
令和4年9月11日（日） 8：50～17：50	

※開始時間及び終了時間については、カリキュラムの構成等により、前後する場合があります。

※公共交通機関をご利用のうえご来場ください。

※研修最終日に認定特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士資格取得試験が実施されます。

研修会場のご案内



【公共交通機関でのアクセス】

- 【広電】広電楽々園下車徒歩15分
- 【バス】五日市駅南口発「楽々園」経由
「東観音台団地」「湯来温泉」方面行きに乗車
↓
「広島工大入口」下車
↓
徒歩3分

受講料

無料（ただし、交通費、食費、宿泊費等については自己負担となります。）

廿日市市防災士の役割

本講座を受講し、防災士の資格を取得された方には、各地区自主防災組織において次の役割が期待されます。

- 平時においては災害時に備えた訓練や研修の講師として地域住民の方への防災意識・知識・技能の啓発などの災害予防対策
- 災害発生時においては避難行動要支援者を含めた地域住民の方の避難誘導や避難所の運営などの災害応急対策
- 復旧・復興期においては、地域社会再生への貢献及び国、県及び市町が実施する復旧・復興対策への協力

防災士資格取得について

この講座の修了者が防災士の資格を取得するためには、次の手続きが必要です。

防災士になるために

○認定特定非営利活動法人日本防災士機構日本防災士機構による「防災士養成カリキュラム」に基づき、21講目の研修を履修していただきます。

☆防災士教本に基づき、必ず研修前に21講目と補講4講目について「履修確認レポート」(穴埋め式)に取り組んでください。

☆その中でとくに重要な講目について、「会場研修」で講義を履修します。

☆残りの2講目は「救急救命講習」です。各自、消防署または日本赤十字社等で受講してください。

1. 「履修確認レポート」
会場研修初日に提出してください。
2. 「会場研修」
2日間受講します。(詳細については、後日、受講者に実施要綱を送付します。)

3. 「防災士資格取得試験」

会場研修最終日に行われる資格取得試験に合格していただきます。

4. 「救急救命講習」

●地元の消防署（普通救命講習）または日本赤十字社（救急法基礎講習）のいずれかを受講し、「認定証」等の修了証を受領してください。

●すでに受講し「認定証」等をお持ちの方は改めて受講の必要がありません。

●有効期限が切れている場合は再受講が必要です。

※今回受講される方向けに普通救命講習等を実施する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない可能性があります。その場合は、各自で普通救命講習を受講し、修了証を受領して頂くこととなりますので、予めご了承ください。

○上記の1～4を満たした後、認定特定非営利活動法人日本防災士機構に「防災士認定」を申請します。

⇒認定特定非営利活動法人日本防災士機構が防災士認定証を発行して、名前を「防災士」として防災士台帳に登載することで、晴れて防災士として認証されます。

救急救命講習の受講について

防災士研修カリキュラムでは、消防署等が実施する「救急救命講習」等を受講し、応急手当の技術等について習得するよう定められています。そこで以下の講習どちらかに参加してください。

- ①地域消防署 「普通救命講習ⅠまたはⅡ」
- ②日本赤十字社（支部） 「救急法基礎講習」

①、②のいずれも、あらかじめ決められた日程のほかに、何人かでまとまった申込があれば、随時開催する場合があります。

また、各団体によって講習の名称が違う場合があります。基本的に応急手当と心肺蘇生法の講習が含まれるものを選んでください。

AED（自動体外式除細動器）のみの講習（3時間未満）は当てはまりません。

防災士の登録には、救急救命講習の受講が必須要件です。受講を済ませておられない方は、早めに受講の手配をお願いいたします。（防災士資格取得試験の受験要件ではありません。間に合わない場合は、試験後に取得してください。）

救急救命講習の有効期限については、有効期限の明記があるものはそれに準じて、防災士登録申請時に有効であることが必要です。有効期限が失効している方、修了証を紛失された方は再受験してください。

下記に該当する方につきましては、救急救命講習をあらためて受講していただく必要はございません。申請の際はそれぞれの資格を証明する書類のコピーをご提出ください。

- ・医師 : 医師免許証のコピー
- ・救急救命士 : 救急救命士免許証のコピー
- ・消防吏員 : 階級を照明する書類のコピー

公的機関又はこれに準ずる機関が実施する次の講習は、救急救命講習に代えることができます。

- ・ハートセイバーAED コース [日本 ACLS 協会]
- ・BLS ヘルスケアプロバイダーコース [日本 ACLS 協会]
- ・ACLS プロバイダーコース [日本 ACLS 協会]
- ・C.P.R.（心肺蘇生法）BASIC+AED セミナー [国際救命救急協会]
- ・ベーシックプラスコース [MFA JAPAN]

- ・JPTEC プロバイダーコース [日本救急医学会]
- ・JPTEC インストラクターコース [日本救急医学会]
- ・エマージェンシーファーストレスポンス (EFR) 一時ケア (CPR) コース (二次ケアは不可) [EFR]
- ・災害救援ボランティア講座 [災害救援ボランティア推進委員会 (SL)]
- ・AED 講習会 市民標準コースまたは市民上級コース [大阪ライフサポート協会]
- ・市民救命士 講習 I または上級 [兵庫県内各団体]

上記講習以外につきましては、日本防災士機構（電話 03-3234-1511）に直接お尋ねください。

防災士の登録申請時に、救命講習の終了証の写しをご提出していただきますので、宜しくお願いします。